



「身分証明書」は「わたし」を証明できるのか

チェン ティエンシ
陳 天璽
民博 先端人類科学研究部

国家の制度のもと、自己を証明する手段のひとつとして、公的な機関が発行する身分証明書がある。さまざまな目的や要因によって、国や地域を移動する(せざるをえない)人びとや、その次の世代にとって、身分証明は単なる制度以上の重要な意味を帯びてくる。



タイのミャンマー国境近くに暮らす家族。子どもは住民登録の際、タイ人であるはずなのに、ミャンマー人としてタイ政府に登録されてしまった

おらず、事実上無国籍状態である。そのため、区役所に要求された書類がベトナム領事館から入手できないのだ。乳飲み子を抱え東奔西走したが手続きがうまくいかず、若い家族は困り果てていた。

わたしは彼女に、国籍証明書や独身証明書がなくとも、難民である旨の陳述書を添付すれば書類を受け付けられた事例があることを伝え、再度役所に確認するようアドバイスした。翌日、「やはり領事館からの書類が必要だと言われました」と声を落としていたが、数時間後、「A区役所ではなくB区役所に問い合わせたら、陳述書で受けつけられるかもしれないと言われました」と声が躍っていた。

わが子の身分証明書を整えたい二人は必死に情報を集め、不慣れな手続きのため一喜一憂している。特例だからとはいえ、同じ市内で同じ人が同じ手続きをするのに、役所によって必要書類と対応が違うというのは容認しがたいことだ。

ここで注目したいのは、身分証明書とそれに関わる役所の対応が、どれだけわたしたちの生活を左右しているかということだ。そして、実態と合わない身分証明書を与えられている人がおり、当事者でさえよく理解していないこと、その状態が子どもの身分にまで影響しかねないという現実だ。

時代に呼応した課題

人は、話すことは、家族や出生地、生年月日、居住地、名前など、いろいろな要素で「自分はなにものか」を示すことで立場を確保している。稀に、長年のつきあいや知人の紹介で身分証明書を必要としない場合もあるが、多くは身元照会のために公的な機関が発行する身分証明書を求められる。公の機関が発行した身分証明書は絶対的なモノと信じられがちだが、実態と合わないこと、解釈・運用が変わったり、発行する側と受ける側の理解に齟齬が生じたり、もともと無くて証明できないということもある。

身分証明のしくみは時代によって変化する。しかも分かりづらい。日本では二〇一二年七月九日から新しい在留管理制度が導入され、これまで外国人の身分証明書で



認知届が出せなかった赤ちゃんと祖母

ライフサイクルと身分証明

昨年から国立民族学博物館ではじまった共同研究会「人の移動と身分証明の人類学」は、人の移動と在留管理に基づく身分証明が、移動する人びとの人生と次の世代にどのような影響を与えるのかに注目している。具体的には、旅券、渡航証、在留カードといったさまざまな証明書が、出産・育児から就学、就労、結婚・離婚、居住、家庭生活、街づくり参画、老後生活、死・墓や弔いに至るライフステージにどのような影響を与え、また個人のアイデンティティと社会のグローバル化とどうかかわっているのかを解明することが目的だ。

共同研究会のメンバーは、人類学、法学、歴史学、社会学など諸分野の研究者や現場

「子どもの認知届が出せなくて……」

先日、二〇代の女性から「子どもの認知届が出せなくて……」と相談の電話があった。ベトナム難民二世だという相談者は、日本人の若者と区別がつかないほど流暢な関西弁まじりの日本語で経緯を話した。外国人登録上、定住者で「ベトナム」国籍である彼女は、香港の難民キャンプで生まれ四歳の時に来日し、日本で育った。日本人男性と交際し、婚姻届を出す前に切迫早産で赤ちゃんを出産した。男性が「赤ちゃんの認知届を出そうとA区役所に行ったところ、母の国籍証明書と独身証明書が必要だといわれ手続きができなかった」という。

外国人登録証上国籍は「ベトナム」とあるが、海外で生まれた難民二世の彼女に関する書類はベトナムの行政には提出されて



タイ在住ベトナム系人がもつ複数の身分証明書。左から、タイ政府発行の難民証明書、在留資格証明書、ベトナム政府発行のパスポート

あった「外国人登録証」が廃止されて、「在留カード」に代わった。「みなし再入国許可」など留外国人の移動への一部緩和がみられるなか、一方では、「有効な旅券をもたない」とみなされている事実上の無国籍者はこの対象外となる。具体的にどうなるのか区役所に問い合わせたところ、明快な答えが得られなかった。

生活の必需品でありながら、私たちは意外と身分証明書の真相を知らない。本共同研究会では、グローバル化する現代社会、ライフサイクルの中で直面する個人と身分証明をめぐる関係を明らかにしたいと考えている。

共同研究
「人の移動と身分証明の人類学」
代表：陳天璽
2011年10月〜2015年3月